

格付けの決定に係る業務委託先選定にかかる審査基準

評価内容		評価点
評価項目	評価事項	
1 格付けの中立性	格付け与先の状況や国内外の動向等を適切に把握し、中立性の高い格付けを実施しているか。(社内体制、格付けの意思決定に係るプロセス等)	15
2 情報発信の取組み	決定した格付けを適時・適切に情報発信しているか。幅広い投資家に伝わる方法で情報発信しているか。(レポートの作成、自社HPやメディアの活用等)	15
3 業務実績	発行体格付け(依頼格付け)の付与実績数 ・国内事業者向け ・海外事業者向け ・自治体向け	各10点 (30点満点)
4 格付評価体制	自治体向け格付業務に配置されている人員及び能力(経験、資格等)	20
5 事務手続き	格付け与までの事務手続きのスケジュール及び本市事務負担発行体格付け及び既発債債券格付けの令和8年6月末までの対応可否	10
6 見積額及びその内訳		10
合計		100

【採点基準】

※1～2の各項目の評価点 15点:非常に優れている 12点:優れている 9点:普通 6点:やや劣っている 3点:劣っている

※項目3の評価点 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:普通 4点:やや劣っている 2点:劣っている(格付け与先毎に採点)

※項目4の評価点 20点:非常に優れている 16点:優れている 12点:普通 8点:やや劣っている 4点:劣っている

※項目5の評価点 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:普通 4点:やや劣っている 2点:劣っている

※項目6の評価点 10点:最低価格、最低価格から5%増額毎に△1点(9点:5%以上10%未満、8点:10%以上15%未満 … 1点:50%以上)

※評価点の合計が50点以上、かつ1～5の各項目において最低評価(劣っている)がない者を契約締結対象となる最低基準とする。

【採点体制】

財政調査課長、財政室調査係長、財政室格付担当者を評価者とする。